平成２５年（フ）第３７１号
相模原市南区大野台２丁目16番４号　サンドエル105
債務者　湯浅　容子（旧姓新中）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３７８号
相模原市中央区矢部１丁目４番８号　サンファン矢部103
債務者　飯田　洋一
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９５７号
名古屋市港区稲永４丁目７番７―502号　東稲永荘、居所名古屋市港区名港２丁目９―43公益財団法人名古屋港湾福利厚生協会臨港病院
債務者　藤井　和行
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
京都府京丹後市網野町木津1221番地
債務者　椎田　厚子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第９４３号
大阪府柏原市田辺２丁目７番100号さつき倶楽部柏原、前住所大阪府柏原市大県２丁目６番２―103号プレジデント柏原、旧店舗所在地大阪府東大阪市足代１丁目16―19
債務者　坂本靴店こと　坂本　　博
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９５９号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番７―108号、前住所大阪府富田林市川向町５番29号
債務者　西川　彰人（旧姓石﨑）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０２７号
大阪府柏原市国分東条町30番184号
債務者　長谷本　健
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０３４号
大阪府松原市高見の里４丁目１番１―305号、前住所堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁10番15号
債務者　須崎　太輔
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０６３号
大阪府高石市加茂４丁目１番20号、前住所大阪府高石市高師浜１丁目21番18号
債務者　木元　紀子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
高知県南国市大埇乙1799番地４
債務者　須江　太一
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３２９号
高知市鴨部上町５番５号　かもべ宮ノ丸102
債務者　谷岡　亜矢
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３４号
高知県南国市元町２丁目７番18号　与田北住宅13号
債務者　村上　　勇
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７０７号
福岡県筑紫郡那珂川町今光３丁目44番地　サンガーデンハイツ102号
債務者　小宮　龍治
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０９号
福岡市南区塩原１丁目14番１号
債務者　盛満みどり
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３４号
福岡市早良区次郎丸６丁目５番63―101号
債務者　梶原　雅子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５６号
福岡市南区柏原５丁目11番21―202号
債務者　伊澤　敏晴
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５７号
福岡市南区警弥郷３丁目４番１―401号
債務者　伊澤八重美
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部